

## 「食品により媒介される微生物に関する 食品健康影響評価指針（暫定版）」の改訂について

### 1. 経緯等

食品安全委員会では、病原微生物によるヒトへの健康影響を評価する際の評価手法として、平成 19 年に「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」（以下「微生物評価指針（暫定版）」）を公表。それ以降、当該微生物評価指針（暫定版）に基づき食品健康影響評価やリスクプロファイルの作成等を行っている。

2020 年 6 月に FAO/WHO からガイダンス案（2021 年 6 月にガイダンスとして公表）が公表されたことを受け、微生物評価指針（暫定版）の見直しに係る情報を得ることを目的として、令和 2 年度食品安全確保総合調査を活用し、ガイダンス案についての調査・分析を実施した。

第 81 回微生物・ウイルス専門調査会（令和 3 年 5 月 27 日開催）において、当該調査報告が行われ、これらを踏まえて微生物評価指針（暫定版）の改訂に向けた作業を微生物・ウイルス専門調査会において実施することとされた。

**改訂の目的**：①国内外の評価の経験を踏まえて最新の知見を追加する

②国際的な評価方法との整合性を図る（JEMRA 等）

【資料 2】参照

### 2. 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）

微生物評価指針（暫定版）は、食品安全委員会が食品安全基本法に基づいて、リスク管理機関からの諮問を受けて行う食品健康影響評価及び食品安全委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価に必要なデータ等を明確にし、評価を効率的に実施するためのものである。

コーデックス（CAC/GL-30）（1999）をベースに該当項目を抽出しており、リスク評価の 4 つの構成要素（①ハザード関連情報整理 ②ハザードによる健康被害解析 ③ばく露評価 ④リスク特性解析）を基本とした構成となっている。食品健康影響評価は、食品とハザードの組み合わせにおいて実施され、フードチェーンにおけるすべてあるいは一部の工程に関する要因を考慮して行われる。微生物評価指針（暫定版）において、食品とはすべての飲食物（飲用に供する水も含む）を対象とし、評価の対象範囲はハザード及び健康への悪影響を受ける宿主（ヒト）集団としている。なお、当該指針は、運用しながら修正を加えた上で完成させることとなっている。【資料 2】参照

### 3. FAO/WHO による新たな食品中の微生物リスク評価手法の公表

(Guidance of Microbiological Risk Assessment for Food)

コーデックス委員会（CAC）は 1999 年に微生物学的リスク評価実施のための原則とガイドライン（CAC/GL-30）を採択し、その後、FAO と WHO は 2000 年代初頭に、食品中の微生物学的リスク評価に関する専門家の助言を提供することを目的とした作業プログラムを開始した。

科学の発展を踏まえ、微生物学的リスク評価実施のための原則とガイドラインを更新し新たな知見を取り入れるため、FAO と WHO は 2019 年に専門家グループを設置し、2020 年 6 月にドラフトガイダンスを策定、2021 年 6 月にガイダンスとして正式に公表した。

【資料 3】 参照

### 4. 微生物評価指針（暫定版）改訂作業の審議について

#### ① FAO/WHO ガイダンス（2021）と微生物評価指針（暫定版）の比較

今後の改訂作業に資するため、FAO/WHO ガイダンス（2021）と微生物評価指針（暫定版）（2007 年）の比較検討を行った。【資料 4 - 1、4 - 2】 参照

#### ② 今後の進め方

微生物・ウイルス専門調査会において少人数による起草グループを設け、議論いただくことにしてはどうか。

#### ③ 改訂作業の今後の予定について

2021 年 7 月 19 日：第 82 回微生物・ウイルス専門調査会

改訂作業の審議開始、起草グループの立ち上げ  
(起草グループによる打ち合わせを数回実施)

2021 年 11 月頃：第 83 回微生物・ウイルス専門調査会開催

調査会での結果を踏まえて、起草グループを中心に作業を進め、  
微生物評価指針改定版の草案を取りまとめ。

2021 年 3 月中：第 84 回微生物・ウイルス専門調査会において、最終案の取りまとめを行う。(今年度中の公表を目標とする。)